

## 被害者が創る条例研究会 2020年度事業報告

### 1. ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」第4版の発行と配布

2019年度は、巻末に最新情報を追加した第3版を発行した。20年度に発行した第4版では、加速する特化条例制定の動きに備えるべく新しい項目を追加した。解説に自治体による被害者への経済的な支援を加え、巻末資料に、「被害者支援および支援金制度の整備状況」、「被害者を支援する自治体の取り組みについて」、「現在どのような費用補助が実際に制度化されているのか」等を一覧表にして掲載した。

全国の都道府県・政令市の主管課、都道府県警察の被害者支援室、全国の被害者支援センターに送付し、関係機関やシンポジウム参加者に配付するとともに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体、関係団体などにも配付した。

### 2. 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第5版の作成と配布

2016年に「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第4版を発行したが、全国で実際に被害者条例を制定する自治体が増え、第4版に記載されている内容を凌ぐ条例も出てきたため、抜本的な改訂を行う必要に迫られた。前年度、第5版を発行する予定でいたが、コロナウイルス流行の拡大により、予定していた検討会や編集会議を継続できなくなったため、最新データへの変更を留め、改訂版第4版 補訂第2版の発行に留めた。

2020年度は、懸案となっていた項目を詳細に検討し、加筆した。47都道府県中、2021年4月現在32都道府県で特化条例が施行されているが、今後条例の制定を目指す都道府県に向けて、都道府県条例案並びに逐条解説を新たに作成・追加し、表紙も刷新した。

### 3. ワークショップ(出張講座)の実施

予定していた説明会や講座はコロナの影響で開催できず、全てキャンセルとなったが、ZOOMを利用して、開催を予定していた地域の弁護士や、被害者と直接話し合いを行う機会を持つことができ、今までとは異なった形の交流ができた。

### 4. シンポジウムの開催

- ① 2020年6月にシンポジウムを開催する予定でいたが、コロナの影響で21年3月に延期した。
- ② 8月31(土)徳島県弁護士会主催のシンポジウムを後援し、「被害者の声」で研究会メンバーが講演、パネリストとして研究会から被害者、研究者合計2名がZOOMで登壇した。
- ③ 2021年1月29日 日本弁護士連合会・近畿弁護士会連合会・奈良弁護士会主催のシンポジウム(奈良県)を条例研究会が後援した。
- ④ 2000年6月に開催できなかったシンポジウムを、21年3月6日(土)日本教育会館で開催した。コロナ対策のため、会場には登壇者の一部とスタッフのみが参集し、ZOOMとYouTubeの同時配信で、被害者の声、パネルディスカッションを行った。

予想を超える参加があり、反響も大きなものがあった。特に、オンラインであるが故に、可能となったこともある。たとえば、従来と比較して、地方からの参加者が多く見られたこと、アンケートへの回答数が多いことや回答の内容が詳細で、貴重な意見も多く見られた。

## 5. 全国各地における被害者支援に対する気運の醸成

- ・ 2020年4月には東京都、高知県、大阪市。で支援条例が施行された。
- ・ 2021年には千葉、岐阜、群馬、栃木、新潟、熊本、山口、香川、石川、徳島、福井、宮崎で条例が施行され、複数の都道府県が条例制定作業に入っており(福島県、長野県、愛知県、広島県) 鹿児島県、沖縄県、愛媛県では、来年度制定予定。
- ・ 三重県に続き東京都でも見舞金制度が導入され、今後都道府県でも見舞金・支援金の制度が普及するものと期待される。

## 6. 矯正教育関係者との連携

2021年3月にオンラインで開催したシンポジウムには、更生保護関係者(法務省保護局、更生保護委員会、保護観察所職員、保護司)の出席があった。今後も連携を深めていきたい。